

＼令和5年度「老人の日・老人週間」に関する取り組みとして／

## 県立8施設の 入館料が無料 となります

入館料無料対象期間  
9月15日(金)～21日(木)

### ◆対象期間

老人の日・老人週間

9月15日(金)～21日(木)

※ただし、9月19日(火)は休館日

(「しまね花の郷」は無休)

### ◆対象者

年内に満65歳以上になる高齢者

(昭和33年12月31日以前に生まれた方)

※県内・県外在住を問わない。

### ◆対象施設(8施設)

- ① 島根県立美術館(松江市)
- ② 島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館(松江市)
- ③ 島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」(出雲市)
- ④ 島根県立古代出雲歴史博物館(出雲市)
- ⑤ 島根県立宍道湖自然館ゴビウス(出雲市)
- ⑥ 島根県立三瓶自然館サヒメル・三瓶小豆原理没林公園(大田市)
- ⑦ 島根県立しまね海洋館「アクアス」(浜田市、江津市)
- ⑧ 島根県立石見美術館(益田市)

### ◆手続き

入館受付の際に各自申告していただき、健康保険証や運転免許証の提示等により年齢の確認を受け、無料手続きを行ってください。

### ◆新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止に係る注意事項

感染症対策等については、各施設の指示に必ず従った上での施設利用をお願いします。

### ◆施設別情報

経路など詳細については、各施設に直接お問い合わせください。



島根県立美術館

## 思いやり駐車場 マナーアップ運動展開中！

島根県では、障がいのある方や、けがや病気などで歩行が困難な方に対して利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「思いやり駐車場制度」を導入しています。

### おねがい

「思いやり駐車場」は…

01

利用証(右図)をお持ちの方が利用できるスペースです。利用証を持っていない方は「思いやり駐車場」に車を停めないでください。

「思いやり駐車場」は…

02

限りあるスペースです。利用証を持っている方も、体調が良いときは他の利用者へゆずる思いやりを持ちましょう。



利用証



駐車場に設置してある看板

制度へのご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

詳しくはこちら▶



お問い合わせ先：島根県 障がい福祉課 (電話：0852 - 22 - 6526)

## 隠岐航路運賃助成対象者証明書はお手元へ届いていますか



有効期限を令和8年9月30日まで更新した隠岐航路運賃助成対象者証明書の郵送を完了しています。  
お手元に届いていない場合は役場までご連絡ください。

有効期限：令和8年9月30日



- ▶過去に隠岐航路・航空路運賃助成対象者証明書を申請されていた方には同じ証明書を発行しております。新たに隠岐空港～出雲空港間の航空機での島民割引の適用を受けるには、申請が必要となりますので、必要な方はお問い合わせ下さい。
- ▶島民割引の適用を受けるには、この証明書を切符販売窓口にて提示することが必要となります。隠岐汽船ではマイナンバーカードの提示でも割引の適用を受けることができます。
- ▶障がい者手帳などをお持ちの場合には、障がい者割引があわせて適用されます。切符を購入する際にカードと障がいの程度が記載された手帳を窓口で提示して下さい。
- ▶転入・出生された方は役場窓口での申請により証明書を発行します。



お問い合わせ先：西ノ島町役場 企画財政課（電話：08514 - 6 - 0105）

## ごみの野焼きは法律違反です！

ごみの野焼きは、一部の例外を除いて法律（廃棄物処理法第十六条の二）で禁止されており、違反した場合、罰せられます。

家庭でのごみ焼却による悪臭や煙は、近隣の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類の発生など様々な問題が起こってきます。

一部の例外行為があっても、近隣の生活環境に支障をきたしたり、火災の原因ともなりますので、野外焼却は控えていただきますようお願いいたします。

剪定枝や木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので、指定の方法で、ごみステーションに出すようにしてください。

野焼きとは…  
地面で焼いたり、穴を掘って焼いたり、ドラム缶やブロック等で囲ってごみを焼くこと。



### 野焼き禁止の例外

- ▶法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ▶風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - 例 どんと焼き、しめ縄などの焼却
- ▶農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
  - 例 稲わらの焼却、伐採した枝等の焼却、漁網に付着した海産物や流木などの焼却（廃プラスチック類の焼却は含みません。）
- ▶たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの\*
  - 例 暖をとるためのたき火、キャンプ等を行う際の木くず等の焼却

\*「軽微な焼却」とは、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）  
清美苑（電話：08514 - 6 - 1338）